【賃貸借】

除雪ドーザ（８ｔ級、車輪式）仕様書

平成２７年度

酒田市

除雪ドーザ（８ｔ級、車輪式）仕様書

概　　要

この仕様書は、除雪ドーザ（８ｔ級、車輪式）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和２６年第６７号(以降の改正分を含む)「道路運送車両の保安基準」に適合するもの、又は平成１７年法律第５１号「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく「特定原動機技術基準」及び「特定特殊自動車技術基準」に適合するものでなければならない。

ただし、継続生産車・輸入車・少数生産車については平成３年１０月８日付け、建設省経機発第２４９号（以降の改正分を含む）「排出ガス対策型建設機械指定要領」または平成１８年３月１７日付け、国総施第２１５号「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定または届出され、２次基準値以上に適合した排出ガス対策型建設機械とする。

ここに明記されていない箇所については酒田市長（以下「借受者」という）と貸付人（以下「貸付者」という）が協議の上決定するものとする。

１　性　　能　　（ＪＣＭＡＳ　Ｔ００７ 性能試験）

（１）除雪幅（アングル角３０度において）	2.7 m　以上
（２）除雪能力（プラウ排雪）	1,900 t/h 以上
（３）走行速度（前進）	30 km/h以上
（後進）	10 km/h以上
（４）最大けん引力	58.0 kN　以上
（５）騒音レベル（オペレータ耳元、無負荷、機関最高回転速度、運転室扉窓密閉にて）	85 dB(A) 以下

２　主要諸元

（１）全　　長（除雪装置地上、ストレート時）	6,700 mm 以下
〃　　（プラウ接地、最大ｱﾝｸﾞﾘﾝｸﾞ時）	7,500 mm 以下
（２）全　　幅（車両単体）	2,300 mm 以下
（３）全　　高（黄色灯火上端まで）	3,400 mm 以下
（４）最低地上高	300 mm 以上
（５）車両総質量	8,000 kg 以上 ～ 9,200 kg 未満

なお、「７．付属装置及び付属品　７－２車両総質量に含まないもの」以外は、本車両総質量に含むものとする。

（６）最小回転半径（最外側車輪中心）	5.5 m　以下

３　車　　体
（１）機　　関
　　形　　　式　　　　　　水冷、ディーゼル機関
　　定格出力　　　　　　　70 kW 以上
（２）動力伝達装置　　　　前後進、速度段の切換え操作が円滑にできる構造とする。
（３）タイヤ
　　形　　　式　　　　　　タイヤの形式は問わない。
（４）かじ取装置
　　形　　　式　　　　　　車体屈折式
（５）運転室
　　構　　造　　　　　　　全鋼製密閉形
　　窓　　　　　　　　　　（前・後）冬用ワイパーブレード付

４　除雪装置
（１）形　　　式　　　　　　油圧式アングリングプラウ形
（２）能　　　力
　　切刃昇降範囲（ストレート時、切刃下端）地下100 mm～地上3,000 mm 以上
　　アングリング角度　　　　　　　　　　　　　　　左右各30 度 以上
　　上昇速度（切刃下端、機関定格回転速度において）　　500 mm/s 以上

５　計器類
（１）速度計又は機関回転計　１式
（２）燃料計　１式
（３）アワーメータ　１式
（４）機関油圧計又は機関油圧警告灯　１式
（５）水温計　１式
（６）充電警告灯　１式
（７）その他標準計器類　１式

６　照明装置類
（１）前方作業灯　２灯以上
（２）後方作業灯　２灯
（３）黄色灯火（散光式）　全幅 550mm以上　１式
（４）その他標準照明装置類　１式

７　付属装置及び付属品
７－１　車両総質量に含むもの
（１）バックブザー　１式
（２）エアコンまたはカーヒータ（温水式、デフロスタ付）　１式

（３）ウインドウォッシャー（電動式）　　１式
（４）標識板（300×570mm以上、車体後部取付）　　１式
（５）けん引装置　　１式
（６）座席ベルト　　１式

７－２　車両総質量に含まないもの

（１）標準付属工具　　１式
（２）床マット　　１式
（３）タイヤチェーン　　４本
（４）取扱説明書　　１部
（５）部品表　　１部
（６）その他標準付属品（ラジオ等）　　１式

８　検　　査

借受者は、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が分かる資料により検査する。
検査に要する器具、人員等は貸付者において準備するものとする。

９　その他の事項

９－１　灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

イ）黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和55年6月5日付け、建設省機発第473号(以降の改正分を含む)）」に準じるものとする。

ロ）黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

９－２　提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

９－３　緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については借受者が行うものとする。また、これらにかかる費用は借受者の負担とする。
ただし、これにより難い場合は借受者と貸付者が協議の上決定するものとする。

１０　レンタル形態

１０－１　契約期間について

レンタル契約期間は平成２７年１１月１日から平成２８年３月３１日までとする。

１０－２　レンタル対象費用

（１）車両代
（２）輸送費（往復分）

１０－２　借受者負担

レンタル期間中の任意保険、破損時修繕費用及び消耗品は借受者負担とする。

１０－３　賃貸借料の支払

賃貸借料の支払は１月に３ヶ月分をまとめて支払い、３月末に２ヶ月分をまとめて支払う。